

南九州市告示第127号

南九州市在宅高齢者介護慰労金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年6月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市在宅高齢者介護慰労金支給要綱の一部を改正する要綱

南九州市在宅高齢者介護慰労金支給要綱（平20年南九州市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号に次のただし書きを加える。

ただし、要介護4若しくは5の認定を受けている40歳以上65歳未満の者を含むものとする。

第8条第2項中「取消し、停止及に」を「認定の取消し又は支給の停止に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、要介護4若しくは5の認定を受けている40歳以上65歳未満の者であった者に係る第2条第1号及び第2号に規定する状態の期間及び第3条に規定する住所を有する期間については、施行日前の期間を通算する。